

Information

こども家庭課

子育て世帯生活支援特別給付金の申請がまだお済みでない方へ

令和3年6月21日から申請受付を開始している低所得の子育て世帯を支援する給付金（子育て世帯生活支援特別給付金）について、申請期限は令和4年2月28日までです。

申請がお済みでない方はお早めにお手続きをお願いします。

●申請が必要な方

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は、20歳未満）を養育している方のうち、以下のいずれかに該当する方

- ・令和3年1月1日以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった方

- ・高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度住民税（均等割）非課税の方
 - ※申請が不要の方（児童手当または特別児童扶養手当受給者）は既に口座に給付金が振り込まれています。
 - ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は対象外となります。
- 支給額 児童1人当たり一律5万円
- 申請期限 令和4年2月28日（月）まで
- 申請先 こども家庭課窓口へ直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information

町民税務課

町税などの納付は、口座振替をご利用ください！

国民健康保険税は1月31日が納期限です

国民健康保険税（7期）の納期限などは、次のとおりです。

●納期限 令和4年1月31日（月）

●納付場所

- ①あぶくま信用金庫 本・支店
- ②福島さくら農業協同組合 本・支店
- ③東邦銀行 本・支店
- ④いわき信用組合 本・支店
- ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
- ⑥福島銀行 本・支店
- ⑦大東銀行 本・支店

- ⑧広野町役場 出納室
 - ⑨コンビニエンスストア あぶくま信用金庫
- 令和4年1月31日（月）その他の金融機関
- 令和4年1月27日（木）※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information

町民税務課

J F Aアカデミー福島サポートファミリー募集！

令和3年度から再開する予定だったサポートファミリー制度ですが、コロナ禍によりJ F Aアカデミー生との様々な活動を断念するかたちとなってしまいました。令和4年度こそ、親元を離れ、サッカーと勉強に励む彼らにとっての第二の故郷「広野町」となるよう、みんなでサポートファミリーとして結集し、共に応援しましょう！

サポートファミリーの活動内容

親元を遠く離れ、慣れない環境で生活するJ F Aアカデミー福島生の「第二の家族」として地域での社会生活をサポートします。具体的には、J F A、中学校および町と連携し、サッカーの応援はもちろんのこと、次の活動を行います。令和4年度は37名の男子生徒が対象となります。

●ホームステイ…1世帯に1～2名の男子生徒受入れ（1泊～2泊程度を年に2～3回）

- 地域交流…J F Aアカデミー生との町イベントなどへの参加・交流イベントの運営補助など
- ボランティア…労作教育（J F Aアカデミー生の田植え体験など）の協力など
- サポートファミリーになるためには？**
- サポートファミリーは登録制となります。行政区回覧または役場窓口へ設置している「広野町サポートファミリー登録申請書」に必要事項を記入のうえ、広野町教育委員会宛に持参または郵送にて、令和4年2月10日までにご提出ください。
- ※登録申請をすることができる方は、広野町に住所または所在地をおく20歳以上の個人または団体です。町は登録申請書を受理後、別に定める選考会において資格審査し、登録できる方に通知をします。
- お問い合わせ・ご提出先
- 〒979-0402 広野町大字下北迫字苗代替35



Information

復興企画課

被災者生活再建支援金（東日本大震災）の申請期限について

東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支給している被災者生活再建支援金の申請期限が基礎支援金、加算支援金ともに**令和4年4月10日まで**となっております。対象要件をご確認いただき、対象となる場合はお早めに申請ください。

●対象となる世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

●支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

- ・住宅の被害状況に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	区 分	複数世帯	単数世帯
基 礎 支援金	①全壊②半壊解体	100万円	75万円
	③大規模半壊	50万円	37.5万円
加 算 支援金	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

- 支給申請手続き
- ①申請窓口 広野町役場復興企画課
 - ②申請書類 被災者生活再建支援金支給申請書と以下の添付書類
- 【基礎支援金】り災証明書写し、振込先口座の写し、解体証明書（半壊解体の場合）住民票（H23.3.11現在の世帯全員分）
- 【加算支援金】住宅の建設・購入、補修または賃貸が確認できる契約書の写し

問 広野町 復興企画課 ☎0240-27-1251

Information

健康福祉課

災害援護資金（東日本大震災）の申込期限について

東日本大震災により住宅が全半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた場合において、災害援護資金の貸付を受けることができます。なお、申請期限は**令和4年3月31日まで**となっておりますので、貸し付けを希望される場合はお早めにご相談ください。

●対象となる世帯

- ①家財・住宅に損害がない世帯（世帯主の1ヵ月以上の負傷あり）
- ②家財の3分の1以上の損害がある世帯
- ③住居の半壊
- ④住居の全壊
- ⑤住居の全体が滅失もしくは流失した世帯

上記いずれかの要件を満たし、かつ被災当時の世帯の所得の合計が、所得制限額を下回る必要があります。

対 象	貸付限度額	
	世帯主の1ヵ月以上の負傷:なし	世帯主の1ヵ月以上の負傷:あり
家財・住居に損害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)
住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円
住居の全体が滅失もしくは流失	350万円	

- ※住宅の再建に際し、残存部分を取り壊すなど特別な事情がある場合は（ ）内の額となります。
- 申込手続き
- ①申込窓口 広野町役場健康福祉課
 - ②申込書類 借入申込書、家屋のり災証明書、世帯主の診断書など
- 世帯の属性や損害状況において必要となる書類が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。
- 問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113